

東京都公報の歴史

	警 視 庁	東 京 府	東 京 市
明治初年	(掲 示 と 回 覧 時 代)		
	江戸時代以来の法令周知の方法を踏襲しながらも、近代的な公布式の確立をめぐるさまざまな試行錯誤が行われた時代		
明治 13 年 11 月 15 日 ～ 同 16 年 6 月	(掲 示 と 新 聞 紙 登 載 併 用 時 代)		
	当庁布達並びに諸達は区町村掲示と新聞紙掲載を以て公布式とする(警視署布達甲第 45 号)	区町村内掲示と新聞紙掲載を以て公布式とする(東京府布達甲第 119 号)	
	警視庁の布達等を掲載した新聞紙 東京日日新聞、朝野新聞、郵便報知新聞、読売新聞、東京絵入新聞、いろは新聞	東京府の布達等を掲載した新聞紙 東京日日新聞、読売新聞、朝野新聞、曙新聞、明治日報、郵便報知新聞、時事新報、自由新聞	
明治 16 年 7 月 ~ 同 18 年 12 月	(掲 示 と 官 報 本 紙 登 載 併 用 時 代)		
	明治 16 年 7 月 1 日から布達は官報に登載し、区町村に掲示し、告示は官報に登載するを以て公布式と定める(16.6.30 警視庁布達甲第 11 号)	明治 16 年 7 月 1 日から布告布達は官報に登載し、区町村に掲示し、告示は官報に登載するを以て管内公布式と定める(16.6.28 東京府布達甲第 34 号) 告示も更に官報に登載し、区町村には別に掲示するを以て管内公布式とする(16.9.14 同甲第 50 号)	
明治 19 年 1 月 ~ 同 20 年 12 月	(官 報 本 紙 登 載 時 代)		
	当庁布達は自今官報に登載するを以て公布式とする(19.1.7 警視庁布達甲第 4 号) 当庁の達は自今官報に登載し、別に配布しない(19.1.7 警視庁達乙第 1 号)	当庁布達告示は自今官報に登載するを以て管内公布式とする(19.1.4 東京府布達甲第 1 号) 当庁の達は自今官報に登載し、別に配布しない(19.1.4 同達丙第 4 号) 布告布達告示は自今官報を以てし、区町村に掲示しない(19.1.9 同布達甲第 7 号) 官報は郡区役所、戸長役場毎に備え置く(19.1.9 同布達甲第 8 号)	
明治 21 年 1 月 ~ 同年 12 月	(官 報 附 録 ・ 警 視 庁 公 文 、 東 京 府 公 文 時 代)		
	官報附録として警視庁公文を発行	官報附録として東京府公文を発行	
明治 22 年 1 月 ~ 同 27 年 3 月	(官 報 附 録 ・ 警 視 庁 東 京 府 公 報 時 代)		
	官報附録として警視庁東京府公報を発行、明治 22 年 1 月 4 日(1) ~ 同 27 年 3 月 31 日(1176)		* 明治 22 年 5 月 1 日、東京市成立 ただし、市制特例により市役所を設置せず、東京府庁が市の事務を行う。東京市の公文も警視庁東京府公報に登載
明治 27 年 4 月 ~ 同 30 年 3 月	(官 報 本 紙 登 載 ・ 警 視 庁 公 文 、 東 京 府 公 文 、 東 京 市 公 文 時 代)		
	官報本紙に警視庁公文を登載	官報本紙に東京府公文を登載	官報本紙に東京市公文を登載
明治 30 年 4 月 ~ 同 31 年 9 月	(新 聞 紙 附 録 ・ 警 視 庁 公 文 、 東 京 府 公 文 、 東 京 市 公 文 時 代)		
	明治 30 年 4 月 1 日 ~ 毎日新聞、東京朝日新聞の附録として警視庁公文を発行	明治 30 年 4 月 1 日 ~ 東京日日、読売、毎日各新聞の附録として東京府公文を発行 明治 30 年 4 月 25 日、東京日日新聞を取りやめ 明治 30 年 5 月 15 日 ~ 都新聞を追加	明治 30 年 4 月 1 日 ~ 毎日、東京日日、読売各新聞の附録として東京市公文を発行 明治 30 年 4 月 28 日、東京日日新聞をとりやめ 明治 30 年 5 月 15 日 ~ 都新聞を追加
明治 31 年 10 月 ~ 昭和 18 年 6 月	(警 視 庁 東 京 府 公 報 時 代)		
	明治 31 年 10 月 1 日から警視庁及び東京府協同して直営で公報を発行する。		
	(警視庁は公報登載で公布式とする) 本年 10 月 1 日より警視庁東京府公報を発行し警視庁令は同日より本公報に登載するを以て公布式とする(31.9.25 警視庁令 28) その他告示、告諭、乙号訓令を公報に登載することとなる	(東京府は公報に登載 掲示で公布式とする) 当庁公文は 10 月 1 日より警視庁及び当庁で公報を発刊し、これに登載して島庁都市役所町村役場島役所及び村役場に配付し、なお各掲示場に掲示させることで公布式とする(31.9 東京府令 71)	(引き続き新聞紙附録・東京市公文時代) (新聞紙附録・東京市公報時代) 明治 33 年 8 月 1 日から新聞紙附録として東京市公報を発行する。 明治 33 年 8 月 1 日(1) ~ 同 45 年 7 月 28 日(1039) 大正元年 8 月 9 日(1) ~ 大正 5 年 7 月 5 日(490) M33.8.1 ~ M39.3.31・国民新聞附録 M39.4.1 ~ M43.3.31・毎日新聞附録 M43.4.1 ~ T3.9.30・読売新聞附録 T3.10.1 ~ T4.2.3・日本新聞附録 T4.2.4 ~ T5.7.5・東京毎日新聞附録
	明治 31 年 10 月 1 日(1) ~ 明治 45 年 7 月 30 日(1891) 大正元年 8 月 1 日(1) ~ 大正 15 年 12 月 25 日(2386) 昭和元年 12 月 28 日(1) ~ 昭和 18 年 6 月 29 日(2516)	(昭和 9 年公報登載のみで公布式とする) 東京府令、東京府訓令、東京府告示、東京府告諭は警視庁東京府公報に登載するをもって公布式とする(昭和 9.5.10 東京府令 20)	(直営・東京市公報時代) 大正 5 年 7 月 8 日から東京市において直接公報を発行する。 大正 5 年 7 月 8 日(1) ~ 昭和 18 年 6 月 29 日(3723) ()内は号数、大正の改元と、公報が直営となった大正 5 年に号数を新たにしている。
	()内は号数、改元のたびに号数が新たになる。		
昭和 18 年 7 月 1 日 ~ 同 21 年 3 月 30 日	(警 視 庁 公 報 時 代)		
	昭和 18 年 7 月 2 日(1) ~ 同年 12 月 31 日(48) 昭和 19 年 1 月 4 日(1) ~ 同年 12 月 29 日(99) 昭和 20 ~ 21 年 ?	(東 京 都 公 報 時 代)	
		昭和 18 年 7 月 1 日(1) ~ 昭和 21 年 3 月 30 日(401)	
昭和 21 年 4 月 1 日 ~ 同 23 年 3 月 6 日	(東 京 都 警 視 庁 公 報 時 代)		
	昭和 21 年 4 月 1 日(1) ~ 昭和 23 年 3 月 6 日(290)		
昭和 23 年 3 月 7 日 ~	(東 京 都 公 報 時 代)		
	昭和 23 年 3 月 9 日(1) ~ 昭和 23 年 3 月 30 日(10) 昭和 23 年 4 月 1 日(301) ~ * 東京都警視庁公報時代の号数を継承		